

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和2年3月24日付け令和2年北海道教育委員会教育長告示第24号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道立水産高等学校実習船建造工事 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様その他の明細 5の契約条項を示す場所に設置
- (3) 納入期日 令和4年3月10日
- (4) 納入場所 北海道教育委員会教育長が指定する場所

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号又は令和元年北海道告示第756号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 入札の日から過去20年間において、漁業に関する実習、調査、観測等を目的とする国又は地方公共団体の船舶（用船を除く。）で国内総トン数400トン以上の鋼船船舶を複数建造した実績を有すること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和2年3月24日から令和2年4月7日まで（日曜日、土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 次の申請書類を提出しなければならない。

(ア) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第1号様式）

(イ) 上記(ア)の3に示す添付書類（第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第19号様式）

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁総務政策局施設課

電話番号 011-204-5710

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁総務政策局施設課

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

札幌市中央区北3条西7丁目

北海道庁別館西棟4階会議室（送付による場合は、郵便番号060-8544 北海道札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁総務政策局施設課）

(2) 入札日時 令和2年5月7日 午後1時30分

（送付による場合は、令和2年5月7日午前9時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

(1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供すること。ただし、保険会社との間に道を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

9 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要とした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 北海道議会の議決事件

ア この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により北海道議会の議決を要する事件とされているので、落札者を決定した場合は仮契約を締結し、北海道議会の議決を得たときは本契約を締結する。

イ 落札決定から本契約の締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、又は解除し、本契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、仮契約の解除及び本契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

(2) 開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道教育庁総務政策局施設課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8544

札幌市中央区北3条西7丁目

ウ 電話番号 011-204-5710

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札書提出時に工事費内訳書（以下「内訳書」という。）を持参し、提出すること。

提出に当たっての場所は上記6(1)、期日については6(2)と同様とする。

なお、内訳書の提出がない場合や、内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効となり、再度入札を行う場合にあっては、再度入札に参加出来ない。

(10) 入札に参加する者は、別紙の入札心得を承知すること。

(11) 契約の相手方が契約の締結後（工事にあつては、工事完成検査合格後）に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(12) 支払限度額等

総工事費に対する支払限度額及び出来形部分等予定額の会計年度ごとの割合は、次のとおりとする。

ア 支払限度額の割合

令和2年度 40パーセント

令和3年度 60パーセント

イ 出来形部分等予定額の割合

令和2年度 44.5パーセント

令和3年度 55.5パーセント

(13) 前金払は、当該会計年度の請負代金相当額（当該会計年度の出来形部分等予定額）の4割に相当する額以内で行う。

(14) 部分払は、会計年度ごとに2回行う。